平成２９年（フ）第６６号
金沢市普正寺町４の26番地６
債務者　井村　　勇
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０７号
埼玉県志木市中宗岡１丁目13番33―204号
債務者　中村　禎治
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　伸幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９８０号
愛知県半田市宮本町３丁目211番地の３　サンライフ宮本103号
債務者　板谷　浩幸
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８７号
宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字浜道37番地９ユニキューブ逢隈Ｂ、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字新田１番地４　ジェルメ・エストⅣ202
債務者　大島　　和
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市下八瀬435番地３五右衛門ヶ原運動場住宅23―５、前住所宮城県気仙沼市田谷12番地３蕨野荘５号
債務者　梶原　正晴
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第９号
秋田県由利本荘市親川字親川42番地
債務者　小池百合子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１１１号
茨城県鉾田市安塚863番地
債務者　笹本　雅喜
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２７号
茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2476番地１（タウニイＫ　Ｆ棟202）
債務者　磯部　幸恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３３号
茨城県ひたちなか市大字中根4874番地14
債務者　山浦　祐子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７５号
群馬県桐生市新里町新川510番地３　サンコーポかぶらき202号
債務者　久保田孝行
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２２号
千葉県長生郡長生村中之郷1497番地６
債務者　岡田　三男
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
千葉県茂原市本納1763番地１（ファミリープラザＤ102号室）
債務者　森本百合子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
千葉県木更津市東太田４丁目21番９号
債務者　池田　正嗣
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５９号
金沢市千木町リ３番地６
債務者　脇本　華代
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
山梨県富士吉田市上吉田3566番地の３
債務者　森屋　　盈
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
長野県上田市中丸子1018番地１　ミニョンバティマンＢ棟102号
債務者　森本　勝吾
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３８号
長野県上田市別所温泉1860番地１　県住Ｄ―102号
債務者　谷本　彩子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所上田支部